

議案第 28 号

日出町の公の施設を他の普通地方公共団体の住民が利用することに関する協議について

日出町の公の施設を大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市及び由布市の住民が利用することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

名 称	所在地
交流ひろばH i C a L i	日出町 3 2 4 4 番地 1
黒岩公園	日出町 6 4 0 番地
糸ヶ浜海浜公園（運動場に限る。）	日出町大字大神 6 8 4 2 番地
川崎運動公園	日出町大字川崎 3 3 2 3 番地 2

2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、日出町の負担とする。

理 由

日出町の公の施設の一部を、大分都市広域圏を形成している大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市及び由布市の住民が利用することについて、協議したいので提出する。